

設置条例改正方針（案）

改正前	改正後
第1章 総則 ・ 指定管理に関する事 ・ 開場日および休場日に関する事	第1章 総則 ・ 指定管理に関する事 ・ 開場日および休場日に関する事
第2章 市場関係事業者 第1節 仲卸業者 仲卸業務の許可に関する事 「手続き」、「資格要件」に関する事 こと（第3条第2項第2号） 第2節 売買参加者 売買参加者の許可に関する事 「手続き」、「資格要件」に関する事 こと（第8条第2項第2号） 第3節 附属営業人 附属営業（山陰冷蔵）の許可に関する事	第2章 市場関係事業者 第1節 卸売業者（新規追加） 卸売業務の許可に関する事 第2節 仲卸業者 仲卸業務の許可に関する事 } この部分をどのようにするか関係者の意見を聴いて定める。 第3節 売買参加者 売買参加者の許可に関する事 } この部分をどのようにするか関係者の意見を聴いて定める。 第4節 附属営業人 附属営業（山陰冷蔵）の許可に関する事
第3章 売買取引及び決済の方法 差別的取扱いの禁止（第19条第1項） 受託拒否の禁止（第19条第2項） 第三者販売の原則禁止（第20条） 商物一致の原則（第21条） 仲卸業者による委託販売の委託の禁止 （第27条第1号） 仲卸業者による直荷引きは原則禁止（第27条第2号）	第3章 売買取引及び決済の方法 差別的取扱いの禁止 } この部分をどのようにするか関係者の意見を聴いて定める。 卸売業者の取引条件の公表（新規追加） 卸売業者による取引結果の公表（新規追加） 卸売業者の委託手数料の公表（新規追加） 開設者による取引結果の公表（新規追加）
第4章 監督 監督処分に関する事	第4章 監督 監督処分に関する事
第5章 市場施設の利用	第5章 市場施設の利用
第6章 雑則	第6章 雑則